



- ※1・・・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に基づき定められたもの。
保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めている。
小規模保育事業については、白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条で保育所保育指針に従うことを定めている。
- ※2・・・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第6条及び第10条に基づき定められたもの。
保育所保育指針と幼稚園教育要領との整合の確保が求められている。
幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容を策定したもの。

安全管理

公立

私立

非常災害等

- 各設備及び運営基準（国・県・市基準）：
非常災害に対する具体的計画（マニュアル）、訓練（避難訓練、消火訓練）、安全計画の策定
- 保育所保育指針：災害への備え

体調不良・けが

- 保育所保育指針：
子どもの疾病等への対応、衛生管理、事故防止、安全対策 等

虐待

- 児童虐待の防止等に関する法律に基づく通告義務
- 保育所等から市町村または児童相談所への定期的な情報提供について（国通知）
- 市内保育施設共通の不適切保育に関するチェックシート（「保育士の魅力ある働き方の推進」による取り組み）

感染症

- 保育所における感染症対策ガイドライン

看護師等医療職

3園に配置（1園は非常勤）

配置なし

上記を踏まえ、各園において対応マニュアル・安全計画を作成

給食

公立

私立

全般

- 保育所における食事の提供ガイドライン
 - ・保育所における食事提供の意義
 - ・食事提供の具体的なあり方
 - ・食事提供の留意事項（栄養面、衛生面など） など

提供方式

- 自園調理方式（地域型保育事業は、連携施設からの外部搬入可）（直営・業務委託）

衛生面

- 大量調理施設衛生管理マニュアル

栄養

- 国通知（「食事摂取基準」の活用）

アレルギー

- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
 - ・各園において可能な限り対応

給食費

- 実費徴収のため、市で決定

- 実費徴収のため、各園で決定

保育料

公立

私立

保育料

●子ども・子育て支援法施行細則（市の基準：国基準の80%程度）

徴収方法

《保育所》
●市が徴収

《認定こども園・小規模保育園》
●自園徴収

実費分

●給食費等の実費分は、各園で決定

●給食費等の実費分は、各園で決定

療育・インクルーシブ

公立

私立

特別な支援が必要な児童の受入人数

●令和4年度4月受入人数 35人
(1園あたり11.7人)

●令和4年度4月受入人数 13人
(1園あたり1.4人)
※市独自の補助金を交付し受入を推進

療育との連携
受入体制

《公立保育所・白井ふじこども園以外の民間保育施設》

- 保育所と療育の実施場所は別々（療育はこども発達センターや、民間の児童発達支援事業所）
- 市のこども発達センターと連携し、巡回訪問などの支援を受けることができる。（年2回程度、電話相談は随時。保護者との契約により保育所等訪問支援も可）
- 民間の児童発達支援事業所とは必要に応じ情報共有することにより連携
- 原則として、対象児童ごとに加配保育士を配置。（1:1～1:3）

※ 国籍や信仰、性別による選定は全ての園で行っていない。（年齢は制限あり）

《白井ふじこども園》

- 保育園と児童発達支援事業所を併設
- 日常的に両施設のスタッフが連携・支援
- 児童ごとの配置というよりも、児童の特性や児童発達支援事業所からの支援を踏まえ、クラスごとの職員配置を検討
- 令和5年度は6人の児童を受入

保育士の業務

公立

私立

保育士の業務

- 保育業務自体に大きな違いはない。
- 有給休暇の取得率や時間外勤務、保育士以外の職員の配置などにはばらつきがある。

負担・不安の軽減

- 保育業務のICT化の推進
- 不適切保育のチェックリストの作成

- 公私連携による「保育士の魅力ある働き方」の推進

保育士の配置

公立

私立

配置基準

- 国基準（設備及び運営基準）による
 - ・0歳 3：1
 - ・1歳、2歳 6：1
 - ・3歳 20：1
 - ・4歳、5歳 30：1 ※
 児童一人当たりの最低面積基準などの設備の基準も同じ国基準で定められている。

加配保育士

- 原則として入所面談時に市が決定
- 入所後、成長が進むにつれ支援が必要となった場合は、保育課保育士が保育所に出向き調査後、市が決定
- 1：1 2：1 3：1 のいずれかの配置で決定

- 特別な支援が必要な児童の受け入れが多い分、保育士の配置も多い。
- 支援が必要な児童の受入について一律的な人数制限はないが、面積基準や保育士の配置状況、クラスの状況により受け入れを判断。

- 原則として、私立保育園での特別な支援が必要な児童の受け入れを推進するために市が交付する補助金交付要綱に基づき、施設規模に応じた人数を受け入れるための保育士を加配。

保育士の雇用形態

- 常勤
 - 正規職員
 - 一般任期付職員
- 非常勤
 - 会計年度任用職員
 - 短時間任期付職員
- 派遣職員

- 常勤
- 非常勤

※ 2023年閣議決定の「こども未来戦略方針」に配置基準を改善することが明記（6:1⇒5:1、30:1⇒25:1）